

（表）

法定外公共物占用 許可申請 協 議 書

新 規	変 更	豊	発第	号
			年 月 日	

（宛先） 豊 田 市 長 様

年 月 日

〒
住 所
氏 名
担当者
電 話

占用の目的					
占用場所	公共物名称等			公共物の種類	
	場所	豊田市			地内 地先
占用物件	名	称	規	模	数
					量
占用の期間	年 月 日から		間	占用物件 の構造	
	年 月 日まで				
工事の期間	年 月 日から		間	工事の 実施方法	
	年 月 日まで				
復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

- 「許可申請協議」については、該当するものを○で囲んでください。
- 新規変更については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載してください。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に担当者の所属及び氏名を記載してください。
- 「占用場所」の欄には、地番まで記載してください。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きしてください。
- 「添付書類」の欄には、公共物占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類の名称を記載してください。

(裏)

注 意 事 項

許可後は、次の事項を遵守してください。

- 1 占有に関する工事（以下「占有工事」という。）に着手するときは、あらかじめ豊田市長に届け出て、その指示を受けること。
また、当該工事が完了したときは、直ちに豊田市長に完了届を提出し、その指示又は検査を受けること。
- 2 占有工事の施行に起因して事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、市役所（担当課）に届け出て、その指示を受けること。
- 3 占有工事の施行により他の構造物を損傷した場合は、市役所（担当課）に届け出てその指示を受け、占有者の負担において原形復旧すること。
- 4 占有者は、占有の許可の期間中、市役所（担当課）の指示を受け、法定外公共物占有許可済証又は法定外公共物占有許可標識を法定外公共物を占有している工作物、物件又は施設（以下「占有物件」という。）の見やすい場所に表示すること。
- 5 占有者は、占有物件を常時良好な状態に維持管理すること。また、占有物件周辺の他の構造物の損傷を含めて、占有物件に異状を発見した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに管理者に連絡すること。
- 6 占有者は、許可事項を変更しようとするときは、変更のための法定外公共物占有許可申請書を提出し、変更の許可を受けること。
- 7 占有者は、住所若しくは事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに市役所（担当課）に届け出ること。
- 8 占有者は、相続、合併又は分割により占有の許可又は同意に基づく権利及び義務を承継したときは、速やかに市役所（担当課）に届け出ること。
- 9 占有者は、占有に関する権利等を譲渡しようとするときは、譲渡許可申請の手続きをすること。
- 10 占有者は、占有期間が満了するとき（引き続き占有する場合を除く。）又は占有を廃止しようとするときは、あらかじめ市役所（担当課）に届け出て、原状回復について指示を受けること。また、原状回復したときは、直ちに市役所（担当課）に届け出ること。
- 11 占有期間満了後も引き続き占有しようとするときは、占有期間満了前30日までに更新許可申請の手続きをすること。
- 12 占有により法定外公共物の管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 13 豊田市長は、法定外公共物の管理上特に必要が生じた場合においては、占有物件の移設、改築又は撤去を求めることがある。この場合に要する費用は全て占有者の負担とする。
- 14 占有者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令、条例、規則、ガイドラインその他関係規程を遵守すること。